

帯広市開発行為等に伴う道路整備助成工事要綱を次のように定める。

平成 26 年 4 月 1 日

帯広市長 米沢則寿

帯広市開発行為等に伴う道路整備助成工事要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第 29 条の規定による開発行為又は土地区画整理事業（昭和29年法律第119号）第 3 条の規定による土地区画整理事業の施行に伴う民間による公共施設整備の一部を支援し、民間未利用地となっている土地の活用により定住の促進を図ることを目的とし、開発行為等に伴う道路整備の助成工事に関し必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 開発行為 都市計画法第 4 条第 1 2 項に規定するものをいう。
- (2) 土地区画整理事業 土地区画整理事業法第 3 条第 1 項、第 2 項又は第 3 項の規定により施行するものをいう。
- (3) 助成工事 開発区域又は施行地区（以下「開発区域等」という。）内において、事業の施行に併せて市が直接行う道路工事をいう。
- (4) 土地の区画の変更 公共施設の新設又は改廃を伴う土地の分割又は統合（分合筆等単なる権利区画の変更は除く。）をいう。
- (5) 道路工事 道路法（昭和27年法律第180号）の規定により市道として認定した路線の工事をいう。

(助成の対象)

第 3 条 助成を受けることができる道路工事は、当該道路工事に係る開発行為又は土地区画整理事業が次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 土地の区画の変更を伴う開発行為又は土地区画整理事業であるもの
- (2) 主たる用途が一般住宅地であるもの
- (3) 開発区域等の面積が 2 ヘクタール未満であるもの
- (4) 道路敷地及び道路附属物が市に帰属するもの
- (5) 市有地の売却を受けた土地でないもの

(事前協議)

第 4 条 助成工事を受けようとする者は、あらかじめ事業実施の前年度に市長に、助成工事前協議書（様式第 1 号）により協議するものとする。

(助成の申請)

第5条 助成工事を受けようとする者は、市長に助成工事申請書(様式第2号)を提出するものとする。

(助成の決定)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、この要綱に適合すると認めるときは、助成工事決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

2 助成工事の範囲は、予算の範囲内で開発区域等内の道路工事の施工総延長の30パーセントを限度とする。

3 市長は、第1項の決定に際し、事業を適正に執行させるため、必要に応じ申請者に対し条件を付することができるものとする。

(助成工事の完了)

第7条 市長は、助成工事が完了したときは、助成工事完了通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

(助成の取消等)

第8条 市長は、助成の決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当したときは、助成工事に要した費用を返還させることができる。

(1) 事業を中止し、又は廃止したとき。

(2) 正当な理由がなく事業の施行を著しく遅延させ、又は事業内容が事業計画と著しく異なるとき。

(3) 第6条第3項に定めた条件に従わなかったとき。

(4) その他、特に市長が返還が必要と認めるとき。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。

(経過措置)

3 この要綱の施行の日前に都市計画法第29条に係る事前協議があったものは、第4条の規定を適用をしないものとする。

附 則

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。